

ITS 無線システム委員会 運営方針

1 審議事項

ITS 無線システム委員会(以下「委員会」という。)は、情報通信審議会諮問第 2029 号「ITS 無線システムの技術的条件」のうち、以下の事項について審議を行う。

- ・700MHz 帯安全運転支援通信システムの技術的条件
- ・79GHz 帯高分解能レーダの技術的条件

2 委員会の構成

- (1) 委員会は、情報通信審議会情報通信技術分科会会長から指名された専門委員により構成する。
- (2) 委員会の主査は、情報通信審議会情報通信技術分科会会長から指名された構成員がこれに当たる。
- (3) 委員会に主査代理を置くことができ、主査が指名する者がこれに当たる。

3 委員会の運営

- (1) 主査は、委員会を主催する。
- (2) 主査代理は、主査が不在のときにその職務を代行する。
- (3) 委員会は、主査が招集する。
- (4) 主査は、委員会を招集するときには、構成員にあらかじめ開催の日時、場所及び議題を通知する。
- (5) 主査は、必要があるときには、会議に必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ又は説明させることができる。
- (6) 主査は、委員会の運営を促進するため、作業班を設置することができる。
- (7) 作業班の主任及びその構成員は、主査が指名する。
- (8) その他、委員会の運営については、主査が定めるところによる。

4 会議の公開

会議は、次の場合を除き原則公開とする。

- (1) 会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合。
- (2) その他、主査が非公開とすることを必要と認めた場合。

5 事務局

委員会の事務局は、総合通信基盤局電波部移動通信課が行う。

以上